

交渉等情報（４）

平成 24 年 12 月 25 日

各所属長 様

行政管理課長

退職手当に関する交渉の結果等について

平成 24 年 12 月 19 日（水）及び 22 日（土）に高知県職員労働組合と行政管理課長、総務部長交渉及び副知事交渉を行いましたので、その結果を下記のとおりお知らせします。

記

第 1 交渉結果

退職手当制度については、国家公務員の制度に準ずるという基本的な考え方にに基づき、今般の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるため、次の内容で、今議会に条例議案を追加提案する。

1 退職手当条例の改正

（１）改正内容

ア 退職者に適用する調整率を 87/100 に引下げ

- ・調整率 104/100 が適用される職員

104/100→87/100（△17/100）

- ・調整率 104/100 が適用されない職員

100/100→87/100（△13/100）

イ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年高知県条例第 9 号。以下「平成 18 年改正条例」という。）の経過措置の改正

退職時において算定した退職手当の額と比較する平成 18 年改正条例の施行日（平成 18 年 4 月 1 日）の前日に現に退職した理由と同一の理由で退職したと仮定して算定する退職手当の額（以下「施行日前日額」という。）についても、同様に調整率を引き下げる。

（２）施行日等

ア 施行日

平成 25 年 3 月 1 日

イ 経過措置

次のとおり経過措置を設ける。

期 間	調整率
平成 25 年 3 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日	98/100
平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日	92/100
平成 27 年 1 月 1 日以降	87/100

※ 1 の (2) の施行日前日額の算定についても、経過措置を準用する。

(3) 改正条例議案の議会への提案
今議会へ追加提案

第 2 交渉における主な回答等

●退職手当の引下げ及び施行日

- ・国家公務員については、人事院が実施した平成 22 年度中の退職者を対象とした民間企業における企業年金及び退職金の実態調査の結果並びに有識者会議における議論を踏まえ、民間企業との較差（約 402 万円）を早期に解消する必要があることから、経過措置を設けながら段階的に引き下げていくこととし、平成 25 年 1 月 1 日施行としたもの。
- ・国の方針決定から法律改正までに日時を要し、11 月 16 日の衆議院解散日に、衆参両院の審議が 1 日のうちに行われ、十分な審議が行われない中で成立したという異例の経過を経たものであるが、国からは 11 月 26 日付けで、地方公務員の退職手当についても、制度の趣旨を踏まえ、今般の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請を受けている。
- ・今回の改正は、職員にとっても影響が非常に大きいと思われ、12 月議会に関係条例議案を追加で提案し、できるだけ早期に結論を出す必要があると考えた。
- ・今年度は退職手当債の発行を 35 億円予定しており、退職手当を支給するために借金をしなければならない状態。また、公務員を取り巻く厳しい環境のもと、給与については、特に県民の関心が高く、国が今年度末の退職者に適用する退職手当の引下げを来年度に先送りすることは県民の理解が得られない。
- ・退職手当制度は国準拠を基本としている中で、本県においても、できるだけ早期に改正条例を施行する必要があるところ、2 月 1 日施行で提案していたが、周知期間が足りないという職員団体の意見も考慮し、3 月 1 日施行とする。

●平成 25 年 4 月 1 日施行としている県があるが、なぜ本県でできないのか。

- ・他県において、11 月（又は 12 月）議会へ条例改正議案を提出（又は予定）している 17 団体の中で、4 月 1 日施行としている団体は 2 団体のみ。
- ・国は、地方公務員についても国に準じた引き下げを行うことを前提として、地方財政計画において平年ベースで約 3,400 億円の減を見込み、今年度分として約 700 億円の減を予定している。
- ・今年度の減額の調整方法としては、退職手当債の発行額を減少させると聞いており、本県への影響についても避けられないものと考えている。

- ・公務員の人件費については、国政レベルでも注目度が高く、国家公務員において引下げが適用される今年度末退職者に、自主財源の乏しい本県において引下げが適用されないような制度改正は困難。

●経過措置を4月1日からの年度ごととすること

- ・過去に実施された退職手当の支給水準の引下げにおいては、1年間隔で段階的に引き下げを実施。
- ・今回の引下げについて、国では、有識者会議の報告書の中で「現下の財政状況の下で国民の理解と納得を得るためには引下げに長期を要するのは適当でない。」との意見が出され、従前の1年間隔よりも短い9か月間隔とすることとしたもの。
- ・本県においても、国準拠を基本としている中で、県民の理解と納得を得るためには引下げに長期間を要するのは適当でないとの判断から、施行日を除いて国と同様の取扱いで提案していたもの。
- ・しかしながら、職員の思いや職場の実情にも配慮してほしいという職員団体の意見も考慮し、経過措置の2段階目（92/100への引下げ）の適用日を、1段階目の引下げの適用日（H25年3月1日）から10月経過後の平成26年1月1日に、また、3段階目の引下げの適用日を2段階目の引下げの適用日（平成26年1月1日）から12月経過後の平成27年1月1日とする。
- ・退職手当制度は、国に準じた制度とするという基本的な考え方のもと、経過措置の適用年度は国と合わせながらも、定年退職する職員の思いや職場の実情を考慮した経過措置を講じることとする。

退職手当支給率の新旧対照表

勤続年数	定年・勸奨等				自己都合				整理・公務死傷病				勤務公署移転等				公務外傷病その他			
	現行	経過措置① 期間中	経過措置② 期間中	経過措置 終了後	現行	経過措置① 期間中	経過措置② 期間中	経過措置 終了後	現行	経過措置① 期間中	経過措置② 期間中	経過措置 終了後	現行	経過措置① 期間中	経過措置② 期間中	経過措置 終了後	現行	経過措置① 期間中	経過措置② 期間中	経過措置 終了後
年																				
1	1	0.98	0.92	0.87	0.6	0.588	0.552	0.522	1.5	1.47	1.38	1.305	1.25	1.225	1.15	1.0875	1	0.98	0.92	0.87
2	2	1.96	1.84	1.74	1.2	1.176	1.104	1.044	3.0	2.94	2.76	2.61	2.5	2.45	2.3	2.175	2	1.96	1.84	1.74
3	3	2.94	2.76	2.61	1.8	1.764	1.656	1.566	4.5	4.41	4.14	3.915	3.75	3.675	3.45	3.2625	3	2.94	2.76	2.61
4	4	3.92	3.68	3.48	2.4	2.352	2.208	2.088	6.0	5.88	5.52	5.22	5	4.9	4.6	4.35	4	3.92	3.68	3.48
5	5	4.9	4.6	4.35	3	2.94	2.76	2.61	7.5	7.35	6.9	6.525	6.25	6.125	5.75	5.4375	5	4.9	4.6	4.35
6	6	5.88	5.52	5.22	3.6	3.528	3.312	3.132	9	8.82	8.28	7.83	7.5	7.35	6.9	6.525	6	5.88	5.52	5.22
7	7	6.86	6.44	6.09	4.2	4.116	3.864	3.654	10.5	10.29	9.66	9.135	8.75	8.575	8.05	7.6125	7	6.86	6.44	6.09
8	8	7.84	7.36	6.96	4.8	4.704	4.416	4.176	12	11.76	11.04	10.44	10	9.8	9.2	8.7	8	7.84	7.36	6.96
9	9	8.82	8.28	7.83	5.4	5.292	4.968	4.698	13.5	13.23	12.42	11.745	11.25	11.025	10.35	9.7875	9	8.82	8.28	7.83
10	10	9.8	9.2	8.7	6	5.88	5.52	5.22	15	14.7	13.8	13.05	12.5	12.25	11.5	10.875	10	9.8	9.2	8.7
11	13.875	13.5975	12.765	12.07125	8.88	8.7024	8.1696	7.7256	16.65	16.317	15.318	14.4855	13.875	13.5975	12.765	12.07125	11.1	10.878	10.212	9.657
12	15.25	14.945	14.03	13.2675	9.76	9.5648	8.9792	8.4912	18.3	17.934	16.836	15.921	15.25	14.945	14.03	13.2675	12.2	11.956	11.224	10.614
13	16.625	16.2925	15.295	14.46375	10.64	10.4272	9.7888	9.2568	19.95	19.551	18.354	17.3565	16.625	16.2925	15.295	14.46375	13.3	13.034	12.236	11.571
14	18	17.64	16.56	15.66	11.52	11.2896	10.5984	10.0224	21.6	21.168	19.872	18.792	18	17.64	16.56	15.66	14.4	14.112	13.248	12.528
15	19.375	18.9875	17.825	16.85625	12.4	12.152	11.408	10.788	23.25	22.785	21.39	20.2275	19.375	18.9875	17.825	16.85625	15.5	15.19	14.26	13.485
16	21.375	20.9475	19.665	18.59625	15.39	15.0822	14.1588	13.3893	24.9	24.402	22.908	21.663	21.375	20.9475	19.665	18.59625	17.1	16.758	15.732	14.877
17	23.375	22.9075	21.505	20.33625	16.83	16.4934	15.4836	14.6421	26.55	26.019	24.426	23.0985	23.375	22.9075	21.505	20.33625	18.7	18.326	17.204	16.269
18	25.375	24.8675	23.345	22.07625	18.27	17.9046	16.8084	15.8949	28.2	27.636	25.944	24.534	25.375	24.8675	23.345	22.07625	20.3	19.894	18.676	17.661
19	27.375	26.8275	25.185	23.81625	19.71	19.3158	18.1332	17.1477	29.85	29.253	27.462	25.9695	27.375	26.8275	25.185	23.81625	21.9	21.462	20.148	19.053
20	30.55	28.7875	27.025	25.55625	23.5	23.03	21.62	20.445	32.76	30.87	28.98	27.405	30.55	28.7875	27.025	25.55625	24.44	23.03	21.62	20.445
21	32.63	30.7475	28.865	27.29625	25.5	24.99	23.46	22.185	34.476	32.487	30.498	28.8405	32.63	30.7475	28.865	27.29625	26.52	24.99	23.46	22.185
22	34.71	32.7075	30.705	29.03625	27.5	26.95	25.3	23.925	36.192	34.104	32.016	30.276	34.71	32.7075	30.705	29.03625	28.6	26.95	25.3	23.925
23	36.79	34.6675	32.545	30.77625	29.5	28.91	27.14	25.665	37.908	35.721	33.534	31.7115	36.79	34.6675	32.545	30.77625	30.68	28.91	27.14	25.665
24	38.87	36.6275	34.385	32.51625	31.5	30.87	28.98	27.405	39.624	37.338	35.052	33.147	38.87	36.6275	34.385	32.51625	32.76	30.87	28.98	27.405
25	41.34	38.955	36.57	34.5825	33.5	32.83	30.82	29.145	41.34	38.955	36.57	34.5825	41.34	38.955	36.57	34.5825	34.84	32.83	30.82	29.145
26	43.212	40.719	38.226	36.1485	35.1	34.398	32.292	30.537	43.212	40.719	38.226	36.1485	43.212	40.719	38.226	36.1485	36.504	34.398	32.292	30.537
27	45.084	42.483	39.882	37.7145	36.7	35.966	33.764	31.929	45.084	42.483	39.882	37.7145	45.084	42.483	39.882	37.7145	38.168	35.966	33.764	31.929
28	46.956	44.247	41.538	39.2805	38.3	37.534	35.236	33.321	46.956	44.247	41.538	39.2805	46.956	44.247	41.538	39.2805	39.832	37.534	35.236	33.321
29	48.828	46.011	43.194	40.8465	39.9	39.102	36.708	34.713	48.828	46.011	43.194	40.8465	48.828	46.011	43.194	40.8465	41.496	39.102	36.708	34.713
30	50.7	47.775	44.85	42.4125	41.5	40.67	38.18	36.105	50.7	47.775	44.85	42.4125	50.7	47.775	44.85	42.4125	43.16	40.67	38.18	36.105
31	52.572	49.539	46.506	43.9785	42.7	41.846	39.284	37.149	52.572	49.539	46.506	43.9785	52.572	49.539	46.506	43.9785	44.408	41.846	39.284	37.149
32	54.444	51.303	48.162	45.5445	43.9	43.022	40.388	38.193	54.444	51.303	48.162	45.5445	54.444	51.303	48.162	45.5445	45.656	43.022	40.388	38.193
33	56.316	53.067	49.818	47.1105	45.1	44.198	41.492	39.237	56.316	53.067	49.818	47.1105	56.316	53.067	49.818	47.1105	46.904	44.198	41.492	39.237
34	58.188	54.831	51.474	48.6765	46.3	45.374	42.596	40.281	58.188	54.831	51.474	48.6765	58.188	54.831	51.474	48.6765	48.152	45.374	42.596	40.281
35	59.28	55.86	52.44	49.59	47.5	46.55	43.7	41.325	59.28	55.86	52.44	49.59	59.28	55.86	52.44	49.59	49.4	46.55	43.7	41.325
36	59.28	55.86	52.44	49.59	48.7	47.726	44.804	42.369	59.28	55.86	52.44	49.59	59.28	55.86	52.44	49.59	49.4	47.726	44.804	42.369
37	59.28	55.86	52.44	49.59	49.9	48.902	45.908	43.413	59.28	55.86	52.44	49.59	59.28	55.86	52.44	49.59	49.9	48.902	45.908	43.413
38	59.28	55.86	52.44	49.59	51.1	50.078	47.012	44.457	59.28	55.86	52.44	49.59	59.28	55.86	52.44	49.59	51.1	50.078	47.012	44.457
39	59.28	55.86	52.44	49.59	52.3	51.254	48.116	45.501	59.28	55.86	52.44	49.59	59.28	55.86	52.44	49.59	52.3	51.254	48.116	45.501
40	59.28	55.86	52.44	49.59	53.5	52.43	49.22	46.545	59.28	55.86	52.44	49.59	59.28	55.86	52.44	49.59	53.5	52.43	49.22	46.545
41	59.28	55.86	52.44	49.59	54.7	53.606	50.324	47.589	59.28	55.86	52.44	49.59	59.28	55.86	52.44	49.59	54.7	53.606	50.324	47.589
42	59.28	55.86	52.44	49.59	55.9	54.782	51.428	48.633	59.28	55.86	52.44	49.59	59.28	55.86	52.44	49.59	55.9	54.782	51.428	48.633
43	59.28	55.86	52.44	49.59	57.1	55.86	52.44	49.59	59.28	55.86	52.44	49.59	59.28	55.86	52.44	49.59	57.1	55.86	52.44	49.59
44	59.28	55.86	52.44	49.59	58.3	55.86	52.44	49.59	59.28	55.86	52.44	49.59	59.28	55.86	52.44	49.59	58.3	55.86	52.44	49.59
45	59.28	55.86	52.44	49.59	59.28	55.86	52.44	49.59	59.28	55.86	52.44	49.59	59.28	55.86	52.44	49.59	59.28	55.86	52.44	49.59

- 注1) 「経過措置①期間中」は、平成25年3月1日から平成25年12月31日までの期間をいう。
- 注2) 「経過措置②期間中」は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの期間をいう。
- 注3) 「経過措置終了後」は、平成27年1月1日以降の期間をいう。
- 注4) の部分は、調整率を104/100から87/100に引き下げるもの。
- 注5) の部分は、「定年・勸奨等」の勤続年数35年と同率となるもの。
- 注6) の部分は、勤続年数35年と同率となっているところ、本改正により勤続年数36年の計算による支給率となるもの。
- 注7) 注4～注6以外は、調整率を100/100から87/100に引き下げるもの。